

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第5号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合財産規則の一部を改正する規則
 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合財産規則（平成27年規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表電柱並びにその支柱及び支線柱の項中「5,400円」を「6,400円」に改め、同表電話柱並びにその支柱及び支線柱の項中「3,100円」を「3,700円」に改め、同表その他の柱類の項中「4,300円」を「370円」に改め、同表公衆電話所の項中「6,300円」を「7,500円」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「3,700円」を「3,100円」に改め、同表看板の項中「17,000円」を「16,000円」に改め、同表中水道管、ガス管その他の埋設物の項を次のように改める。

水道管、 ガス管そ の他の埋 設物	外径が0.07メートル未満 のもの	長さ1メートルにつき1年	160円
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		220円
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		340円
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		450円
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		670円
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		900円
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		1,600円
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの		2,200円

外径が1メートル以上の もの	4,500円
-------------------	--------

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の前日に使用許可期間が始まる使用に係る使用料の額については、当該許可期間中に限り、なお従前の例による。